

第2章 | 計画の枠組み

第1節 位置づけ

第2次国東市総合計画は、旧地方自治法第2条第4項の規定（平成23年8月1日施行前）に基づき策定されていた総合計画の定義（※）に則し、国東市議会基本条例第9条（平成25年4月1日施行）により議会の議決を経て策定されるものがあります。この計画は、国東市と国東市議会が義務化撤廃の後も、地方分権改革の精神に則り自らの決定と責任で策定することを選び取った総合計画となっており、本市の「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針」と位置づけられます。ただし、この計画は「市役所の運営指針」とあるとともに「これからの国東市のための住民アンケート」や「国東市地域審議会」、「国東市総合計画有識者懇話会」、「国東市総合計画審議会」、「国東市総合計画策定庁内委員会」、「市民への素案に対する意見募集」等を通じて多くの市民や専門家の意見とともに策定されたものとなっています。よって、「市役所の運営」はもとより、本市が地域全体で目指す将来像や地域別（ゾーン）の振興

方針を定める「これからの国東市の振興方針とその指針」という視点を取り入れた計画となっています。このような観点から、「第2次国東市総合計画」は、以下の2つの機能を併せ持つ計画として位置づけることとします。

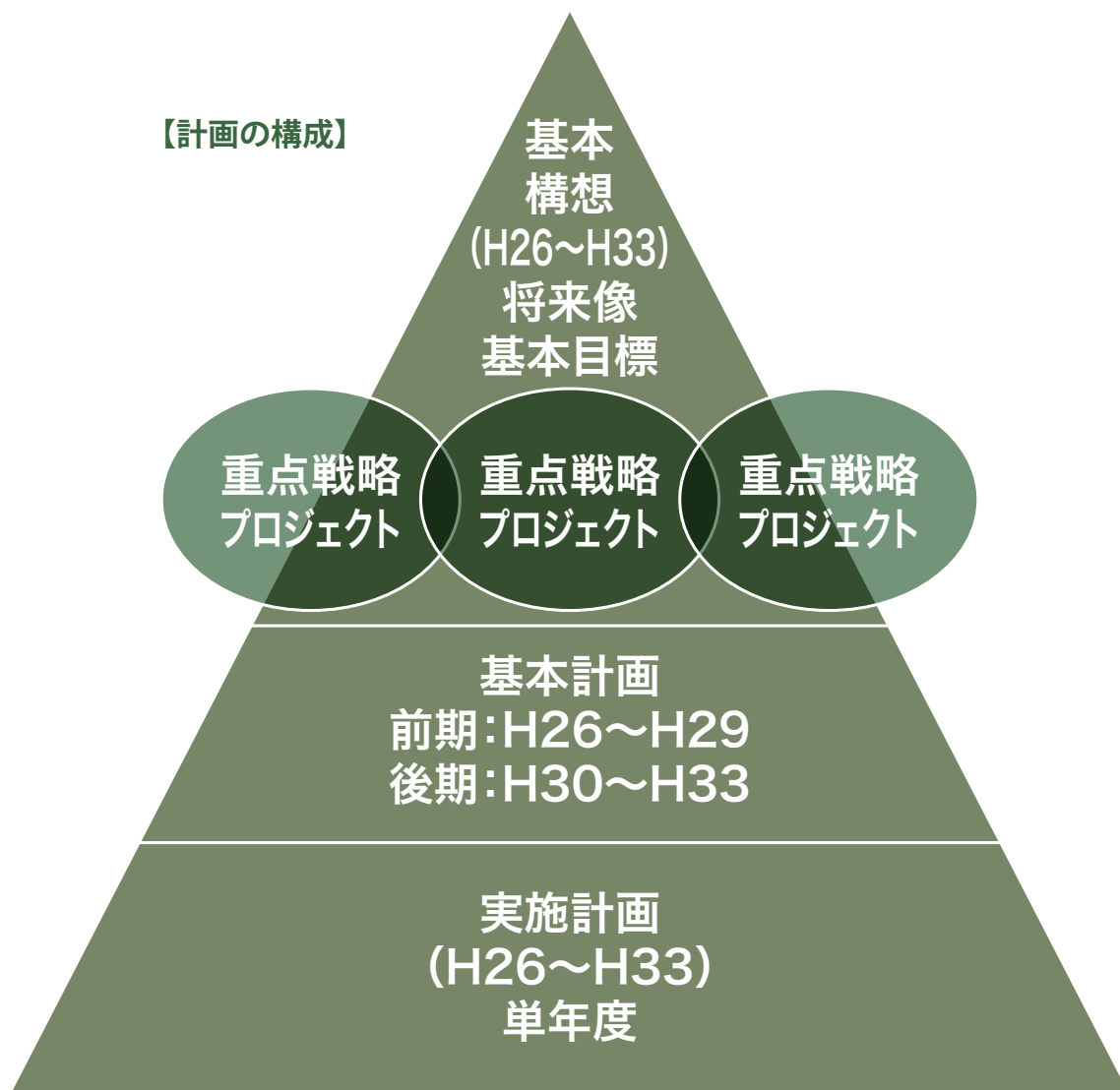
※地方自治法改正前の定義（現在は撤廃）：市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

- ① 本市として、地域全体の将来像や地域別（ゾーン）の振興方針を明らかにし、その方針を官民一体となって共有するための『国東市振興の指針』
- ② 市役所として、基礎的公共サービスの提供を前提とした上での、施策の選別・選択をする指標としての『行政経営の指針』



第2節 計画の構成

「第2次国東市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



◆基本構想

基本構想は、長期的視点から本市の地域全体で目指す「将来像」や「基本目標」とその実現に向けた3つの「重点戦略プロジェクト」を明らかにするものです。また、目的達成に向けた「まちづくり振興（土地利用）方針」や本市の新たな「地域づくりと行政経営方針」も併せて記述いたしました。3つの「重点戦略プロジェクト」については、その指針に沿った事業であれば弾力的に検討・実施することとします。

この総合計画は、「第1次国東市総合計画くにさき創造プラン」の全面改訂版としての性格（平成20年度～平成29年度）と、従来10年計画としてきた計画期間を短縮し現在の情勢変化に弾力的に対応できる期間とを併せ持った計画として、その期間を平成29年度での前期計画終了、平成33年度での後期計画終了の「8年計画」といたしました。

（次ページ 第2次国東市総合計画の構成概要図を参照）

◆基本計画

基本計画は、基本構想に掲げられる本市の地域全体の「将来像」や「基本目標」の実現に向けて、基礎的公共サービスの提供を前提とした上で、5つの分野（「医療福祉・防災・人権分野」、「子育て・教育・文化財分野」、「都市計画・生活基盤分野」、「産業・観光・定住分野」、「行政経営分野」）ごとにそれぞれを施策として具体化し、39の主要施策により行政の役割を明らかにしています。全体の計画期間は8年とし、社会経済の変化や進行管理の結果を踏まえて4年ごとに見直しを図り、前期

4年・後期4年の計画とします。また、基本計画には各施策に成果目標を掲げ、成果主義の導入を図るとともに、成果目標の定期点検を行って本計画の達成度を確認することとします。

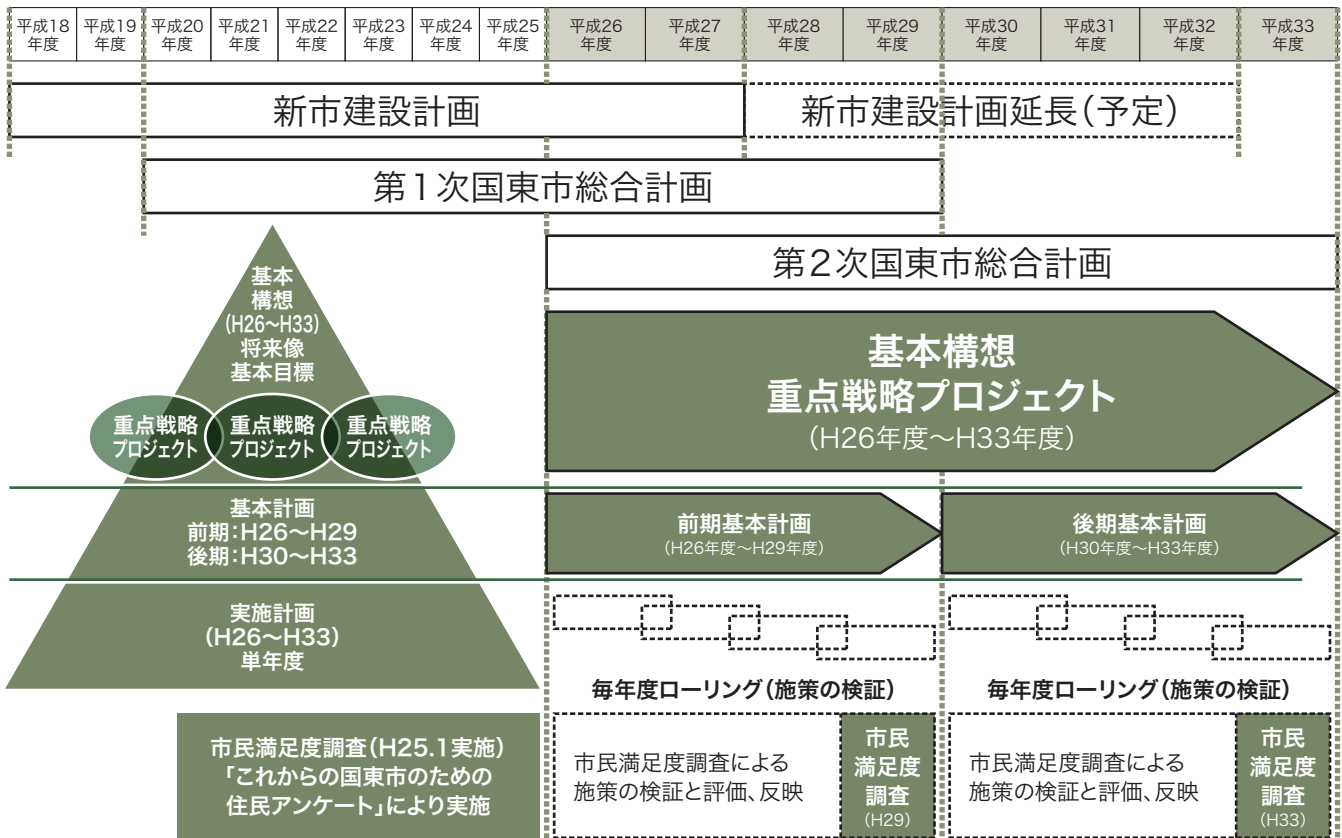
また、施策本来の目的を図る指標として、市民満足度調査について追跡調査することとし、前期基本計画の終了年度（平成29年度）に実施するアンケート調査の満足度の数値と今回調査した満足度の数値を比較して、施策の検証と評価を実施し、後期基本計画等に反映することとします。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に掲げられる行政が行う活動について、短期的視点から、施策展開や経営資源の投入方針を明らかにするものです。実施計画については毎年、見直しを図ることとします。

なお、実施計画については情報量や内容等多岐にわたるため従来通り、この計画内では提示いたしません。

第2次国東市総合計画の構成概要図



第3節 計画の特徴

◆国東市の将来像や基本目標を共有するための計画

本市の将来像、そのイメージから、緩やかな地域別の土地利用振興方針を明らかにして、これからの本市の市民や移住者、企業、団体や行政が共有できる、「道標（みちしるべ）」を提案しています。

◆「地域づくり」と「行政経営」の二つの視点を盛り込んだ計画

合併自治体として誕生して8年が経過する現状を分析し、国東市役所と地域への関与の方針を再定義して「地域づくり」（市役所と地域の協働）と「行政経営」（市役所の運営）の、二つの視点を盛り込んだ計画となっています。

◆市民と市役所が関与した、共有できる計画

計画策定過程においては、「これからの国東市のための住民アンケート」や「国東市地域審議会」、「国東市総合計画有識者懇話会」、「国東市総合計画審議会」、「国東市総合計画策定庁内委員会」、「市民への素案に対する意見募集」などを通じて、市民や各種関係者の意見を取り入れ、市民と市役所が関与した、共有できる計画となっています。

◆国東市議会基本条例により議決された初めての計画

地方分権改革の流れに即し、本市の二元代表制を担う執行部と市議会が、自主的に、相互に、議決事件として定めた「国東市議会基本条例」（平成25年3月制定）の規定により議決された初めての計画となります。

◆政策選択の方向性を明らかにした計画

地域全体として、また市役所としての振興方針を明らかにし、施策の選択の尺度や、地域及びゾーン別の施策の作成過程や政策選択の方向性を明らかにした計画となっています。

◆目指す目標を指標化し、進行管理ができる計画

目指す目標を指標化して表し、策定後に目標達成度を検証し、進行管理ができる計画となっています。

◆職員の手作りによる計画

専門業者への委託業務ではなく、国東市総合計画策定庁内委員会や専門部会、担当課の職員が手作りで製作しており、独自の視点による地域課題の分析や職員間での十分な議論によって作成された計画となっています。